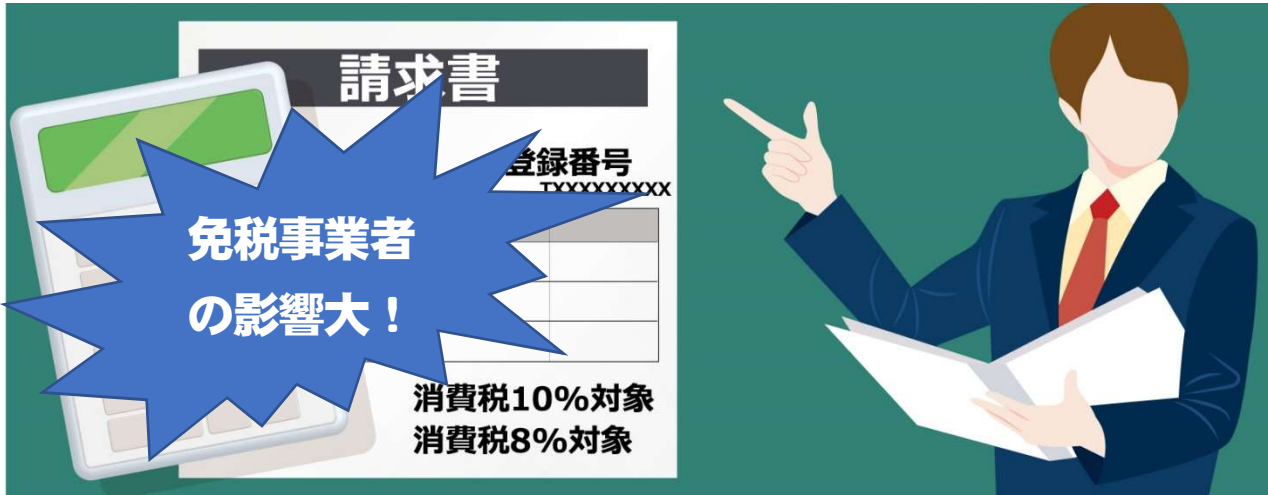


スタートまであと一年！

基礎からわかる

消費税インボイス制度セミナー



令和5年10月1日から「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）」がスタートします。この制度は消費税の納税事業所はもちろん、現在消費税を納めていない免税事業者にも大きな影響を及ぼす可能性があり、全ての事業所が対応を検討する必要があります。本セミナーではインボイス制度の制度内容や経営への影響などについてわかりやすく解説いたします。

ここがポイント！

インボイスは消費税を支払ったことを証明する書類です。

インボイスがないと仕入税額控除が受けられず税負担が増加します。

インボイスは登録した消費税課税事業者だけが発行できます。

消費税免税事業者は取引先が減少する可能性も考えられます。

●市内5会場で開催！ お近くの会場を自由にお選びください

10月4日(火) 14:00～ 蛭雪寮（韮崎大村美術館）

10月6日(木) 19:00～ 円野公民館

10月11日(火) 19:00～ 韮崎市商工会館

10月12日(水) 14:00～ 東京エレクトロン 韮崎市文化ホール

10月18日(火) 14:00～ マルス穂坂ワイナリー



●担当講師 税理士 斉藤共秀先生 入江薫先生 小林宏至先生

●**セミナーの内容** 消費税インボイス制度をわかりやすく解説します

カリキュラム (時間 90分+質疑応答)

- ・ 消費税インボイス制度とは
- ・ インボイス制度導入にあたっての留意点 (登録方法)
- ・ 小規模事業者持続化補助金活用 (インボイス対応型) について
- ・ 質疑応答

●**申し込み FAX または Email QRコードから →**

- ・ FAX : 0551-22-9500 E-mail : info@nirasaki.or.jp
- ・ **定員になり次第締め切りとなります。**



申 込 書

事業所名 :	業種 :
参加希望 (希望日に○)	① 10/4 ② 10/6 ③ 10/11 ④ 10/12 ⑤ 10/18
住 所 :	TEL : FAX :
参加者氏名 :	Email :

- 申し込み受付のご返信は致しません。すでに定員となっていた場合にのみご連絡いたします。
- いただいた情報は本講習会の運営にのみ利用し個人情報保護法に基づき適正・厳重に管理します
- 新型コロナウイルス感染症の状況により開催内容を変更・中止する場合があります。

●**各会場のご案内**

- [蛍雪寮](#) 〒407-0043 韮崎市神山町鍋山 1880
- [円野公民館](#) 〒407-0052 韮崎市円野町下円井 1199-3
- [韮崎市商工会](#) 〒407-0025 韮崎市本町 1-5-25
- [東京エレクトロン韮崎市文化ホール](#) 〒407-0002 韮崎市藤井町坂井 205
- [マルス穂坂ワイナリー](#) 〒407-0172 韮崎市穂坂町上今井 8-1

主催 韮崎市商工会 TEL0551-22-2204 FAX0551-22-9500
<http://nirasaki.or.jp/>